防災・減災、国土強靱化のさらなる推進に向けた意見書

近年,全国各地で台風や集中豪雨,大地震,火山噴火等の大規模災害が頻発化・激甚化して おり,甚大な被害が発生している。

本県は、本土の大半をシラス等の特殊土壌に覆われ、台風常襲地帯であるなど、地理的・自然的に大変厳しい条件下において、毎年のように大きな被害が発生しており、本年9月には、最大級の警戒の下、台風14号が上陸し、道路や河川、港湾、農地など、県内広範囲において被害が発生したところである。

また、高度成長期以降に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することが見込まれ、適切に対応しなければ、負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。このような自然災害等への事前の備えとして、国においては、令和2年12月に決定した「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、国土強靱化の取組のさらなる加速化・深化を図ることとしており、3年目の予算が本年度の第2次補正予算に計上されたところである。

本県においても,「5か年加速化対策」予算等を積極的に活用し,河道掘削などの防災対策 や高規格道路のミッシングリンク解消,インフラの老朽化対策など,防災・減災,国土強靱化 に取り組んでいるところである。

しかしながら、社会資本整備の立ち後れている本県においては、「5か年加速化対策」では 完了しない事業がほとんどであり、インフラの予防保全型維持管理への転換をはじめ、防災・ 減災、国土強靱化のさらなる推進には、今後も継続的・安定的な予算確保が必要である。

よって、国におかれては、自然災害等に備えた防災・減災対策、国土強靱化の充実強化を図り、安心・安全な県民生活を実現するため、昨今の資材高騰も踏まえ、次のとおり措置されるよう強く要望する。

記

- 1 国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を例年以上の規模で確保するとともに、地域の実情に鑑み予算を重点的に配分すること。
- 2 「防災・減災,国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的かつ着実に推進するため に必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに,5か年加速化対策後も,国土強 靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で安定的に確保して,継続的に取り組むこと。
- 3 防災・減災,国土強靱化に係る地方負担分及び多額の地方単独費を要する調査等関係業務 について,地方財政措置の充実・強化を図ること。

以上,地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月20日

衆議院議長参議院議長内閣総理大臣財務大臣財務大臣総務大臣総務大臣

殿

国土交通大臣

内閣官房長官

国土強靱化担当大臣

内閣府特命担当大臣 (防災)